

《翻 訳》

ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー]

『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』  
第一部：憲法・行政問題としての民族的問題(1)

太 田 仁 樹

序説

第1節 緒言

第2節 方法

第1篇 問題

第3節 多民族問題についてありうる諸理解

第1章 原子論的—集権主義的な理解

第4節 個人の主体としての基本権としての民族性 (Nationalität)

第5節 集団現象としての民族 (Nationalität)

第2章 有機論的な理解

第6節 総論

第7節 属地的国家理論

第8節 属人的国家理論 あるいは同輩団体理論

第9節 民族的自治 (以上, 本号)

第2篇 民族理念の公準 (以下, 次号)

第10節 民族理念

第1章 民族的特性

第11節 国家一般による社会の整序

第12節 特に民族的特性について

第2章 民族理念の法的公準

第13節 個人の権利

第14節 民族全体

第15節 国家に対する民族の法的位置

第16節 民族的権利の内容

第17節 公準の概観

第3篇 秩序ある国家行政の公準

第1章 国内領域政策の一般原則

第18節 主導観点

第19節 国家領域

- 第20節 管区区分の行政技術的な要求
- 第2章 既存の管区区分とその欠陥
  - 第21節 地区とゲマインデ
  - 第22節 国家的地方官庁の管区
  - 第23節 国家的中間官庁の管区
  - 第24節 旧政庁 軍事的区分 全体組織
- 第3章 行政組織の改革
  - 第25節 行政改革とケルバーの県法案
- 第4篇 国家的公準と民族的公準の妥協
  - 第1章 妥協の基礎としての県
    - 第26節 国家と民族
    - 第27節 帝室直属地と民族
  - 第2章 不十分な連邦手段とその危険
    - 第28節 集権化と分権化
    - 第29節 自治政府の三機能
  - 第3章 自治政府権限の認容範囲について
    - 第30節 帝室直属地の自治
    - 第31節 諸民族の自治と政治的な展望
  - 第4章 連邦方法
    - 第32節 自治と連合
- 第5篇 民族的自治と国家連合の実現としての多民族＝連邦国家
  - 第1章 民族的自治と属地的自治
    - 第33節 県における民族的自治の機関
    - 第34節 県の単位機関と属地的県自治
    - 第35節 自治的諸民族とその機関
  - 第2章 国家連合
    - 第36節 国家単位の機関
    - 第37節 立法の単位：庶民院
    - 第38節 立法の単位：民族的権力関係への普通選挙権の反作用
    - 第39節 執行の単位：内閣行政
    - 第40節 全体の単位あるいは帝国
    - 第41節 結論
- 付録
  - 県における比例選挙

## 序 説

### 第1節 緒言

オーストリアの多民族問題（Nationalitätenproblem）は大いに論じられている。われわれの目論見は、政党政治的パンフレットの山にさらに一つを加えようというものではない。その使命にしたがっ

て諸矛盾を際立たせ、諸対立を極端にまで追いつめれば、このパンフレットの役割は果たされる。政党であることは政党の問題であり、それは期待しない方がよい。すべての相争う諸傾向の結果を研究することが政治の学为中心的的使命であり、実践の領域でそれを実施し普遍的利益を実現することは、国家と政治家の任務である。

オーストリアの諸民族集団(Nationalitäten)の闘争は、権力をめぐる闘争である。純粋な権力闘争が理論的な考察に馴染むものであるか否かは争われるべきことである。しかし、民族間抗争(Nationalitätenstreit)が、個々の指導的人物の気分や恣意の結果ではなく、具体的な諸原因の必然的な結果であるということを認めるなら、この必然性、原因と作用の連鎖は、理論的に把握できるにちがいない。諸闘争を新しい別の進路に向けることができるのは、学問ではなく、利益と諸利益の事実的力が規定するのである。しかし、学問は本能的で盲目的に追求される利益を、明瞭に意識されたレベルに引き上げることができ、自己の力と敵の力を確実に測ることができ、闘争を洗練されたものにする事ができ、偶然的な要因を取り去ることができ、損得が前もって確実にわかって、利害の妥協によって闘争の結果が先取りできる場合には、闘争をまぬがれさせることを可能にする。それゆえに、学問の方法は同時に政治の最も実践的な方法そのものなのである。それは道をひらくものではないが——それは利益を担う勢力の仕事である——、迷路を回避する最短の道を教えてくれる。それゆえ平和をもたらす最も確実な手段なのである。

われわれの研究は、学問的な方法を多民族問題に適用する試みである。解決の政治的な諸前提と法学的な諸形式を体系的に明らかにするこの試みは、根気よくなされねばならないだろう。これは、かつてほとんど行われたことのない側面から行われることを、了承して欲しい。

確かにその際、われわれは時代の傾向に逆らうものではない。ある種の優越感から一般的・原理的な論究を蔑視をもって見下すことが習慣になっている。特に政治家にとっては、理論的原則であろうと倫理的な原則であろうと、「原則」ほど忌々しいものはない。倫理的な無原則性は知的な無原則性を招くものである。私の考えでは、政治にとって前者は後者ほどは有害ではない。普通人が日常業務の重荷のもとで手近なことだけを見ているなら、その渦の中にとどまるだろう。政治家は広く全体に目を配るべきである。普通の人々が、不規則な変動しか、目標のない前進と後退しか見ないところに、政治家は、最終傾向と目標を見るべきである。政治家は、偉大な運動の指導者、政治の戦略家であるべきで、些細な戦術はおしゃべりの選挙屋に任せるべきである。わが国のいわゆる政治家はほとんどすべて後者に属している。おのおのが選挙区にポストを持っていて、ポストを明け渡さないことに一切を賭けている。軍隊には、ポストの保持者以外に、将軍がいなければならないということ、地位を得るためにポストを犠牲にすることは、政治の初歩知識を超えたことである。かくして多くの人びとには、「オーストリアのドイツ人層の問題」は、確保した議席と裁判区に関連しているように思われる。他方、言語令闘争が示しているのは、5人の代表の諸政党が、原理に対する堅固で大胆な忠実さによって、大院内会派以上の力を持っているということである。目標と方法が決まれば、進軍へ進むことができる。明確に解釈された目標と原則的なことの宣伝力を軽視する政治家はほとんどいないはずである。

われわれの意図しているのは、ありきたりの都合を承認することではなく、どの思想、どの発展可

能性をも最後まで考え抜き、どの傾向もその根拠と最終結果まで追究することである。その際、われわれは忘れないし、読者にも忘れて欲しくないのは、どんな政治的傾向も単独では機能しないこと、民族的な志向も国の政治生活の唯一の内容ではないこと、明らかになった最終結果も徐々にしか実現されないことである。それゆえ、諸利益の衝突のなかで実際に実現されるものが何であるかについて研究するまえに、われわれがまずそれぞれ個々の政治的推進力の究極の帰結を推論するのを見て驚くことではない。現実には石は真空の中を落下するのではないにもかかわらず、真空の中での落下の法則を証明する物理学者と、方法的には違わないことができるのである。抵抗の法則が解明され全体的結果を得るまでは、さらに忍耐が必要である。この全体的結果が一挙に実現されることはありえないということは、わたしにはよくわかっている。だが民族的困難の解決においては、最終的解決までに他民族にたいする部分的譲歩が先行することが避けられないにしても、また発展の終点はすぐさま到達できるものでなく、今日では現実となっていないにしても、われわれがどちらに舵を取っているのかは知らなければならないし、考える最終目標の解明に努力し、決定を下さなければならない。われわれは、通常の生活では、散歩をするため以外に、目的なく道を選ぶことはない。われわれの場合、政治的な逍遥も目的を持たねばならない。

それゆえ、この非現実的で、非現実的で、迂遠な、ユートピア的な最終結果ほど現実的なものではなく、この読者をいらいらさせがちな一見理論的な諸原則、諸公準、諸傾向ほど現実的なものはない！ われわれは、これによって初めて次の行動と当面の準備の合目的性についての判断を導く視点を獲得することができるのである。暫定措置がすべて同じ方向の最終的解決に向けたものでないなら、目的への道を遮断することにしかない。広い視点がなければ、直近の成功はなく、理論的な洞察がなければ、確実で実践的な提案はない！

法学も政治学も、従来われわれに十分に役立ってはいなかった。法学は、歴史主義と実証主義に埋没し、法則的なものを歴史のなかで解明するということに限定されていて、生成するもの、つくられるべきものについて問題にすることは許されなかった。再生の陣痛に立ち会う助産婦となることではなく、検死人であることが名誉なのである。だが法学は、われわれの判断によれば、共同社会のためにより多くをなす使命があるし、またその能力があるのである。

なによりもまず、法律は万能ではない。フランクフルトの社会民主党大会においてある弁士が独特の見解を表明した。国家権力を一年間われわれの手に与えよ、そうすれば社会国家は出来上がる！ 今日でも稀ではないが、これは法の万能に対する信頼を表している。だが国家の規範は、全社会的なメカニズムの中の一つの梃子にすぎない。この梃子を見つけ出し利用する能力を、立憲制度を通じて住民は次第に知るようになり、物理的な梃子の発見者であるアルキメデスと同じ確信を持つようになる。彼は同様の叫びをあげていたのだ。わたしを支えることのできる支点をあたえよ、そうすれば世界をひっくり返すであろう！ 法技術的に何が可能で、何が不可能かを提示することが、法学の仕事であろう。例えば、その使用地域内で、ドイツ国家語が、民族的な内部用語についての法律や条例によって有効に区分され、この区分の中で維持されることが可能かどうかを調べることである。

どのように政党人が、機会のあるごとに、説明もなく、豊饒の角に入った約束を、選挙人の輝く眼差しの前にひろげるのか、しばしば約束の法的執行が、官庁や公民に対してどんなに途方もない要求

とならざるをえないのか、これらについてはさらに見る。いかに多くのことが急に明らかになり、着手するのが困難か、あるいは不可能であることか。だが、どの党綱領もいつか法律となるという要求を掲げている。それゆえ、それが実施され、綱領の輝かしい蜃気楼 (Fata morgana) が無味乾燥な法律条項に変わると、約束の黄金の山々が、いかに色褪せて、つまづくほどの小さな土塊にまで縮んでしまうのかを見て驚くであろう。

わが国では、政治学も今日の問題を無視している。国法問題、連邦国家問題が、絶え間なく日程にのぼる。国家学説によれば、多くの連邦国家的憲法形態があり、一度は検討する価値があるにちがいない。真面目な話、どのような形態が適当で、形態の違いで国家や諸民族 (Nationen) がどのような効果を期待できるのか？ ドイツ人統一国家が死んでしまったので、少なくとも連邦としてドイツの性格を持つ連邦国家オーストリアを、民族国家構成を基礎として樹立することが、考えられえないのだろうか？ ドイツ語は共通案件の処理の場合に制限され、連邦国家的諸要素はオーストリア憲法に移されるのに対して、内部官庁語は通例民族的言語であり、個々の言語領域では民族的官僚身分が執務すべきか否かは、研究する価値のないことだろうか？ 奇妙なことに、ヨーロッパの非常に特色ある国家構成について、政治学はほとんど取り組んでこなかった。わが国では政治学は非政治的であり、それゆえ政治は非学問的なものになっていた。専門家はいやいやながら変色した講義ノートを墨守して、物事を成り行きに任せている。彼らは、無学者の不寛容、自然児であることを誇る無学を容認することになっている。光の使命が照らすことであるように、学問は戦闘的でなければならないという使命は、わが国では放棄されている。

ここでなされるような最初の試みは、おそらくは失敗するかもしれない。訂正が必要になって、論争になっている問題を展開し回答するよう強制されるなら、少なくともそれに感謝すべきであろう。それをあとどれほど待てばよいのだろうか？ 他人は進軍し、土地を分けているが、われわれは内輪争いを制することもできない。彼らには、世界は十分なものを与えているが、われわれは忘れられているのかもしれない。だが、おそらくわれわれ自身が互いに殴り合っている間に、われわれの服が賭けられているのだろう。この10年、20年の間に世界は分割された。直ちに解決策を見いださなければ、賭けに破れるだけでなく、賭けの対象となってしまおう。

## 第2節 方法

民族集団 (Nationalität) を対象とする学問は一つだけではない。しかしながら、われわれの関心を引くのは国家に対する民族の関係だけである。だからわれわれのテーマは政治学のテーマである。民族的諸問題の理解は、あらゆる考察方法を混同するなら、不確実で矛盾したものとなるので、明確な認識に達するためには方法問題を提起しなければならない。民族集団については、民族学者、社会学者、法学、政治学が関心を持っている。これらの諸見解のどれもその立場と方法によって、民族集団という存在の一定の側面を解明する異なった結果に到達する。こうして上記の分野の全体によって、はじめてわれわれは対象の余すところのない像を手に入れるだろう。そうしなければ、民族学、政治学、社会学、法学等々の絶望的な混乱が生じ、理論は、実践家を啓蒙するのではなく、誤りに導くであろう。

民族学者は自然科学的な考察方法に従う。自然淘汰と遺伝、適応と分化等という自然法則がホモ・サピエンスという種に適用され、変種と集団が構成的指標によって区別される。皮膚の色、髪の色、瞳の色、頭蓋構造、筋肉等々が、決定的に重要である。その観察の成果は人種 (Rassen)、人種の中の種族 (Stämme)、混合人種 (Mischrasen) の確認である。それは、他に確かなことをいうことができず、民族集団については不正確なことしか語らない。民族学的指標を法学的目的のために利用すると、どんなにとんでもない結果に到達するかは、容易に示される。マイノリティ学校1校のために必要な異民族集団の成員の数がある地域に存在するかどうかという法的問題は、民族学的指標によって、どのように決定することができるのか？ スロヴェニア語のギムナジウムの問題を解決するためには、医療委員会はチリで頭蓋の測定に取り掛かるべきだということなのか？

社会学的な考察方法は、それに素材を提供している自然科学的な考察方法を超えている。その方法の特殊な差異は、人間をたんに「無感覚の自然力」の産物と見るのではなく、思考し、感覚し、意欲する存在として考察するところにある。一般にわれわれの精神的存在のこの三つの側面は、かの自然諸力によって規定されるのであるが、固有の性質と歴史を持ち、固有の知的領域のれっきとした対象である。社会学者は、自然的事実が意識的事実となるかぎりでのみそれに関心を持つ。民族学者はイギリス民族 (Volk) を混合人種 (Mischrasse) と呼び、社会学者は統一した民族 (Nation) と呼ぶ。前者は、セルボ・クロアチア人を一つの種族 (Stamm) と呼び、後者は二つの民族集団と呼ぶ。社会学者にとっては共属意識が決定的である。そして構成的な指標よりも、言語、信仰、慣習と風習、歴史、そして文字 (キリル文字かラテン文字か) のような些細なことのほうが、重要なのである。

人種主義狂信者に、政治における彼の立場が無意味であることを納得させることは困難である。だが証拠は動かしえないものである。人種的相違にもかかわらず一つの民族 (Nation) となっているイギリス人について言うなら、融合して一つの新しい人種、すなわち民族となっていると説明するだろう。だが、どのようにして？ 出発点は、ケルト人、サクソン人、ロマンス語化したノルマン人という幾つかの人種の共生である。人種の差異。どのようにしてこれが調停されるのか？ 通婚によってか？ だがここには本質的に法的および政治的な諸前提がある。単なる空間的な混合は、それ自体ではいまだ十分な混合基盤ではない。そのことは、ユダヤ人が数千年にわたり婚姻から排除されていることが示している。法的および社会的に平等な位置と対等な尊重が出発点である。ノルマン人は征服者であり、サクソン人は隷属者である。この対立はながく融合を妨げていた。王権に対する共同の闘争、膨大な共通の歴史、法的、政治的、社会的な諸事実によって、ばらばらの諸種族 (Stämme) からはじめて一つの民族 (Nation) がつくられる。それゆえ統合要因は、あきらかに人種 (Rasse) ではなかった。人種は分裂要因だったのである！ 民族形成要素は、歴史的・政治的なものであり、民族学的なものではなかったし、今もそうである。反ユダヤ主義による人種的立場の誇張は、まったく笑うべき諸結果へと導く。青年時代にはじめてドイツ語を学んだシャミッソーを、ドイツ人と見なすのに差し障りがないといいながら、他方ではハイネをドイツ人と認知したくないのである。われわれがディズレーリをイギリス人だと見なしたくないといえ、どのイギリス人もわれわれを物笑いにするであろう！ オーストリアで「ゲルマン人種」について語ることがどんなに笑うべきことか！ この諸種族のるつぼ (vagina gentium) では、太古のケルト人の血が、古代のローマ人軍団の血と、ア

ジア人の奴隷の血と、改宗であれ非改宗であれ、ディアスポラのユダヤ人の血と、スラヴ人の血と、ゲルマン人の血と、マジヤール人の血と、幾重にも混じりあっているのだ。わが国においては、民族(Nation)はもはや人種(Rasse)とはなんのかかわりもないのである。

政治的・法学的理解は、社会学的理解と非常にかけ離れている。それは社会学的研究の結果である民族(Nation)を国家との特殊で専一的な関係のなかで理解する。国家生活は、決して人間生活全般を汲み尽くすものではない。この狭い領域で、民族概念(Nationsbegriff)はさらに制限と改変を受ける。思考する人間、感覚する人間は退き、意欲する人間が前面に出る。集団運動、すなわち人類の発展史は、集団の意欲である。思考と感覚は、そのための因果的な前段にすぎない。すべての思考と感覚が意欲された行為となるのではない。意欲の領域は固有の認識領域である。集団の意欲と集団行為は政治である。政治家は民族性意識(Nationalitätsbewußtsein)を、集団運動と集団行動の起動力としてのみ考察する。ツァーリ帝国のベラルーシ人は、社会学的には、たしかに民族集団(Nationalität)であるが、政治的には今日でもそうではない。スイス人は、社会学的には、三つの民族集団(Nationalitäten)であるが、政治的には一つの民族(Nation)と呼ばれる。スイス市民(Bürger)のドイツ人的、フランス人的、イタリア人的感情が、思考や感覚の敷居を超えることがないので、国家と法にとってはどうでもよいのであり、政治的な特別存在の意思にまで成熟することはないのである。

国家にとって、民族集団(Nationalität)は二つの方向で考察される。一つは現行法における法的創造物として、すなわち社会関係を静態的に考察する法学の研究対象としてであり、いま一つは法の発展の対象として、すなわち社会関係を動態的に取り扱う政治の対象としてである。

周知のように、オーストリアの諸民族集団(Nationalitäten)は法人格を持たず、法的に理解できる集団的存在ではない。現行法には民族(Nation)はなく、ただ諸個人の区別する属性として民族性(Nationalität)を認めるだけである。わが国の立法は他のことは認めない。裁判官は諸民族(Nationen)とその政治的志向を見ようとせず、さらに実効性のある法を適用せず、政治を追い出している。彼には、政治は歴史的で解釈的な関心でしかない。しかし政治家にとっては、現行法規そのものが歴史的なものであり、現実に生成しつつあるものである。今日、政治家は、民族(Nation)を認め、民族のために闘い、強力な法的地位を獲得しようとしている。彼にとって、民族集団(民族性)は、単に個人の属性であるだけでなく、法的妥当性を得ようと努力している、生きて活動している集団なのである。

実効性を獲得しようとするこの努力は、それが公的な諸制度に、すなわち人間の国家的な存在様式に関連する限りにおいてのみ、再び考慮されるのである。このすべての要因によって、民族概念は法学と政治にとって、また著しく修正される。ウィーンに住んでいる、ドイツ語を話す黒人を、ドイツ人の民族同胞(Nationsgenosse)だと承認しようとする人はほとんどいない。だが、この男は、その国で話される言語で国家を認め、また国家に認められている。どの官庁も彼の言うことをドイツ語で聞き、ドイツ語で応えるように彼に要求する！ 就学義務によって、彼は子どもをドイツ語学校に通わせねばならない。国家は他のことはできず、彼をドイツ人と同等に扱う。法律家は準(Quasi)という添辞によって、その概念硬直性をほぐしている。だから、それで誰かが助かるのなら、その黒人

を「準」ドイツ人と呼んでみよう。たしかに法的生活においては、多くのよく似た現象がある。それはスコラ的な思考の無意味な構成物ではなく、事物の本性から与えられるものである。普通の男が言う。「この畑は養老院のもので、あの畑はマイヤー氏のものだ」と。ここでは普通の男も無意識に養老院を人格化し、養老院は何も「占有する」ことができないということを知りながら、それを自然人と同等に扱うのである。法律家は、誰もが使うこの表現に、法人という専門的な呼称をつくるにすぎない。建物を生きている人間と同等に扱うことができるのと同様に、法的諸制度の特殊な問題に関して、黒人をドイツ人と同等に扱うことも可能である。

民族集団 (Nationalität) の政治的理解が、民族学的、社会学的、法学的理解と本質的に異なっているということから、後者の3理解が根拠のないものであるとか、余分なものであるということが引き出されるわけではない。ただわたしは、政治的な諸問題はそのような方法では決定できないと言えるだけである。この関係は次のようなものである。AがBを殺したか否かを、裁判官は決定する権限を持つ。医師は、その専門知識、すなわち方法によって、Bが毒薬によって死んだのか、出血によって死んだのか等々を決定できるだけである。死亡原因はAによる、しかも故意によるものであることは、裁判官が決定することである。犯罪構成要件が確定されたら、医者はそれを次のように表現する。「暴力的な頭蓋骨折による死亡」と。だが裁判官は、「殴り合いによる死去、暗殺等々」と表現する。それでもなお、裁判官にとって、医者の所見はどうでもよいものではない。それは裁判官の判決に必要な前提である。だから、政治的な諸問題においては、政治学がその方法にしたがって決定し、他の関連する諸学はその諸前提を与えてくれるのである。だが政治学そのものは、自然のおよび社会的存在の中ではなく、国家と法に対する関係の中で、人間を研究対象とするのである。

## 第1篇 問 題

### 第3節 多民族問題についてのありうる諸理解

それゆえ、多民族問題 (Nationalitätenfrage) は、個人、社会的諸集団 (職業、身分、階級等々)、国家の間関係がどのような状態にあるのか、どのような状態であるべきなのかという、大きな問題の一部である。

一部の理論家と政治家は、国家に対する個々の個人の関係から出発しているが、彼らによれば、多民族問題とは、国家の中で多様な日常語で諸個人が生活していて、彼らは自分の言葉で認めあう義務と権利をもたねばならないという事実、国家行政を適応させるという問題にすぎない。民族 (Nation) が集団の全体であり、そのようなものとして国家に入り込むということ、あからさまにはないが、政治的態度によって、彼らは否定するのである。憲法上の諸制度によって、国家的な大利益集団としての諸民族 (Nationen) に、国家の立法と行政に対する一定の影響力を承認するというような考えを、彼らは拒否して、民族の言語と特性の保護と後見を、個人の単なる主体としての基本権と見なしている。この理解は、一面では、一定の範囲で自律的な個人を認めるだけで、他面では、個人の基本権を制限する不可分の国家権力を認めるだけである。彼らは、一面では原子論的であり、他面では集権主義的である。

この考察方法とは対立するものとして、多民族国家（Nationalitätenstaat）<sup>[原注]</sup>の中で互いに対立し、その結合によってはじめて全体国家を形成している諸民族は、固有の利益を持つ集团的全体である、という理解がある。原子論的学派によれば、民族的には異なった諸個人の総和から国家が形成されているが、第二の学派の主張によれば、多民族国家は諸個人の塊ではなく、集团的存在としての諸民族は国家を構成する諸単位と見なされるべきである。だから第二の学派は、民族のために、それが国家形成要因となる権利を要求し、個人をまず民族に従わせ、これを通じて初めて国家に従わせる。だから、この考察方法は一面では集団主義的であり、他面では連邦主義的である。原子論的・集権主義的な理解にとっては、多民族問題は言語問題と官職問題であり、大体において行政技術的問題であるのに対して、集団主義的・連邦主義的理解にとっては、多民族問題は国家全体の問題であり、政治的問題、憲法体制の問題である。

だからわれわれは、二つの絶対的で、相互排斥的な対立を見ているのである。この両極の間に、仲介的な見解が存在しなければならない。実際には、二つの見解は仲介されずに互いに対立しているのではない。

極端な原子論的理解は、公民の一般的権利について、わが国の国家基本法に受け入れられているが——多民族問題が調整されているところでは、立法者の態度に特徴がある——、憲法で保証された譲渡できない一連の基本権を、どの個人にも与えようという努力で際立っている。どこでも、あらゆる国家的な機関や官庁で、すなわち教育、官職、公的生活のなかで、民族的利益が守られている。この基本権の憲法上の保証によって、立法と行政はこの基本権に対するいかなる侵害もないように義務づけられている。論理必然的に、そのような憲法上の規定は、いかなる施行法も必要としない。法律はどれも、そのまま憲法上の規定に結びついていて、ある意味で施行法となっている。この見解と対照的なのが、民族集団（Nationalität）を法的な単位として説明するのではないが、国家にとって非常に重要な集団現象として説明する者である。彼らは、統計的にこの現象を把握しようとする。民族の発展と変化、特に内部移動の統計的研究の諸成果を、彼らは政策のために利用する。彼らがこの基礎の上に獲得した法的公準は、評価者の民族性（Nationalität）と個性によって様々であるが、民族の発展に対する多かれ少なかれ党派的な国家行政の対応を超えることはない。

この統計的・政治的な見解が、民族（Nation）を非有機的な集団と見ているとするなら、集団主義的・連邦主義的見解はさらに先に行く。それは、民族を統一的な利益を持つ歴史的で有機的な連合であると理解し、憲法上で確定された国家的立場をこれに割り当て、無秩序な世界（*universitas inordinata*）を秩序ある（*ordinata*）世界にしようとする。この目標の達成は様々な方法で試みられている。そこからは様々な非常に分岐した見解が生じている。

この見解の主導原則は次のようなものである。民族（Nation）は組織された統一体を形成すべきである。それは国家的諸権能の担い手であるべきで、諸単位の連合を有機的にまとめあげるべきである。この見解にとって本質的な三つの点すべてについて、重要な諸原則の変更が生ずる。すなわち、1. いかにして多数の民族同胞（*Nationsgenosse*）を一つの単位にまとめるのかという仕方に関して（組織原理）、2. 組織された単位としての民族（Nation）に与えられている権能の範囲に関して（権能問題）、3. いかにして諸民族（*Nationen*）を全体国家に結合するのかに関して（連邦様式）、

である。三つの問題は、民族的団体はどのように形成され、他の社会的諸団体とどのように区別されるのかという、中心問題（区別原理）にすべて帰着する。

社会的団体の諸種類については、より詳しく論究することになろう。ここではまず、領域に対する関係が国家内での立場を決定すると考えてみよう。多くの人びとには、それは国家に対する領域の持つ大きな意義にふさわしいと思われ、昔から住んでいる領域と人民（Volk）との関連が決定的であると思われる。それゆえ彼らは、民族（Nation）を領域団体（Gebietskörperschaft）、すなわち属地的団体（Territorialverband）として構成されているものだと見ようとする。別の見解によれば、内部での大移動、諸民族集団（Nationen）の領域的混合、人間を郷土から引き離し、土地から独立させる普遍的な移動の自由と近代的交通手段形成の点から見て、オーストリアにおいて特定の領域区分の基礎のうえに諸民族集団を組織することは見込みのないことであり、民族性意識にとっては、その時々々の居住地は重要なことではなく、民族（Nation）は一種の同輩団体的属人団体（Personenverband）だと理解される。この違いも極端な対立であり、その両極は中間項をことごとく排除している。だから集団主義的・連邦主義的な諸見解は、属地的団体システムの支持者と属人的団体システムの支持者の中で、最もよく整序することができるのである。前者の政治的目的は、帝室直属地自治と地方的自治（Provinzialautonomie）であり、後者の目的は諸民族（Nationen）の自治である。この区別原則は、上述の三点、組織原理、権能問題、連邦様式にとって決定的である。

属地的団体システムは、前世紀の歴史にとって非常に重要であった民族性原理（Nationalitätsprinzip）の多民族国家オーストリアへの移転である。二月革命の時代にヨーロッパの大きな諸民族（Nationen）を揺さぶり、大統一民族国家の建設をその結果とした強力な精神運動は、メッテルニヒ体制のもとに呻吟していたオーストリアの多くの小民族（Nationen）とマジヤール人を捉えた。種族（Volksstamm）が大きければ大きいほど、その熱望も大きかった。ハンガリー人とポーランド人が独立自治の国家体制の建設を思考したのに対して、ライタ川此岸のスラヴ人たちは、彼らが住んでいる領土で多かれ少なかれ構成国と同等の自治を要求した。すでにクレムジー帝国議会において、属地的国家システムの支持者は、二つのフラクションに分かれていた。その一方は、帝室直属地の歴史的な形成から出発し、他方は、言語境界による地域配置のなかで一民族集団（Nationalität）が定住しているまとまった居住地を、君主国の連邦的連合の基礎としていた。この理解を、属地的システムの歴史的理論と区別して、属地的システムのエスニック理論と呼ぶことができる。

多民族問題についてこれまで記してきた諸見解は、問題そのものと同じくらい古いものであり、どの見解も自分に有益であるとして、集団としてのオーストリア諸民族集団が掲げていたものであり、どの民族（Nation）も、現実のおよび想像上の利益を少しも放棄しようとしないので、互いに妥協することなく対峙していたものである。ドイツ人はもともとは極端な形態の原子論的・集権主義的な見解を掲げていたが、今日では、その一部（過激派）も、歴史的な属地システムに、すなわちかつてのドイツ連邦諸邦の国家的統一に忠誠を誓い、別の、ほとんど学問上存在するにすぎない一部は、少なくとも集団現象としての民族集団（Nationalität）に従おうとしている。固有の政治的歴史を持つ比較的大きなスラヴ諸民族（Völker）である、チェコ人、ポーランド人、クロアチア人は属地的自治の歴史的な見解を信奉している。ルテニア人やスロヴェニア人のような比較的小きなスラヴ諸民族は、エ

スニクな見解を信奉している。これらのすべてのシステムは矛盾しているし、どれも恒常的な帝国議会多数派ではないのだから、オーストリアの問題はまったく解決不能のように見える。

ほとんど意味を失っている原子論的・集権主義的理解を度外視して、対立をより子細に検討すると、永続的な争点は領域であるということが明らかになる。問題の解決に絶望することができない者は、この点について、すなわち国家の領域に対する関係と、民族の領域に対する関係を研究しなければならなかった。その見解によれば、すべての人が感激するものではなくても、誰もが受け入れることができる解決策が可能であるのは、係争点である領域を、国家にとってではなく、対立する諸政党にとって中立化する場合だけである。この理解は、民族感情にとって居住地は本質的なものではないと説明し、民族集団 (Nationalität) を同じ考え方と同じ話し方をする者の共同体、すなわち人的団体として理解し、民族 (Nation) を領域なき団体的人格 (同輩団体システム) として構成している。

理論的論究の最終局面は、純粋な同輩団体システム (Genossenschaftssystem) の一貫した完成によって与えられる。そのシステムは、完全な自治立法と自治行政を、民族同胞 (Nationengenosse) だけで構成し、居住地に関係なくすべての民族同胞を包含する団体を要求する。このシステムは、民族のアジェンダと国家的アジェンダという二つの権能範囲に、すべての国家的機能を区分する。民族的諸案件は、民族的団体によって自律的に調整され、処理される。国家的諸案件は、地域の官庁によっておこなわれる。このように、そういつてよければ、諸民族 (Nationen) は国家の中の非領域的国家なのである。オーストリアは、諸領邦の連邦ではなく、諸民族の連邦なのである。

理論的に可能な一連のシステムは、純粋に同輩団体システムに尽きていると、わたしには思われる。上述の理解にとって様々なシステムの単なる組み合わせを意味するのではないような部分を、この閉じられたシステムのどこに入れ込むことができるのか、それをいうのは難しい。民族集団 (Nationalität) の判断が、原子論的なものか集団的 (有機論的) なものかにすぎず、有機論的な判断がとかく属地的なものか属人的なものかに他ならないのだから、新しい折衷的でない理論は、わたしには考えられない。かくして、この基本理解から要請される諸解決策の政治的合目的性と影響力の比較研究はまともな性格を持ったものとなり、どの個人にとっても彼にふさわしい方法を選択するのを容易にすることができる。個々の理解の論評に入る前に、考えられる諸見解を体系的にまとめてみたい。

- A. 原子論的理解：民族 (Nation) は、結合されていない諸個人の集合である (個人主義的)。不可分の統一国家は、直接に諸個人に対峙している (集権主義的)。
  - a) 純粋に個人主義的な理解：民族性 (Nationalität) は個人の単なる主体としての基本権。
  - b) 統計的・民族学的な理解：民族集団 (Nationalität) は非有機的な集団現象。民族同胞集団にとって、対等で最小の言語強制が目標である。
- B. 有機論的理解：各民族 (Nation) は、法的な単位を形成し (集団主義的)、諸民族の団体が国家を形成する (連邦主義的)。
  - a) 属地的国家理論：民族 (Nation) の定住領域が一構成国家を形成する。
    - 1. 歴史的理解：国家としての歴史を有する諸民族 (Nationen) のみが、国家を建設するものとして認められる。その歴史的な国家領域がオーストリアの構成国家である。

2. エスニックな理解：各民族集団（Nationalität）は国家を建設することができ、構成国家はまとまった言語領域である。

b) 属人的あるいは同輩団体的国家理論：民族集団（Nationalität）は、領域と本質的關係を持たず、自律的な人的団体である（民族的自治のシステム）。

思うに、すべてを包含するこの枠組を詳しく説明することが、われわれの次の課題である。

## 第1章 原子論的一集権主義的な理解

### 第4節 個人の主体としての基本権としての民族性（Nationalität）

人間の諸結合をつくる社会的な力は、利益の共通性である。隣人との日々の協働によってのみ実現可能な、個人の多くの利己的欲求がある。この協働を確実なものにするための主要な手段は、一方では、仕事の交換、すなわち他者の利己的な利益を自己の利益と調和させる交通であり、他方では仕事の結合、すなわち結合した行為の成果を間接的に個々人にもたらず連合である。この仕事の結合は、すべての成員が自発的に望み、誰にも共通する利益が要求する契約的結合であるか、現実の、あるいは想像の、あるいは虚偽の全体の利益の名で、抵抗に逆らって権威的に実行されることがある。前者の場合には、共通利益や自由団体、後者の場合には全体利益や強制団体ということになる。原理的にすべての全体利益を調整し、任務と目的の原理的普遍性を持つ最高の強制団体は、国家である。

だから、多民族問題（Nationalitätenproblem）の個人主義的理解あるいは集団主義的理解の認可は、民族的利益とはどのような性質のものであるのか、すなわち、それはまず国家・法秩序の基礎にある利己的な個人の利益であるのか否か、さらに各個人に個別化されているか否か、あるいは、自由な契約による幾人かの結合によってしか、またはすべての民族同胞（Nationengenossen）による強制団体によってしか、実現できないのか否か、という先決問題に対する回答に懸かっている。民族的利益が道徳の領域に属する単なる倫理的な利益であるのなら、もちろん民族的諸関係の法的調整は不必要であり、不可能であるし、民族（Nation）は法と国家の彼岸にあるのである。民族的利益が物質的で外面的であるにしても、個々人が自己の勢力範囲のなかで実現できるものであるならば、民族的な生活は、各公民の最高の基本権である個人の人格的自由以外の防壁を必要としない。しかしながら、個人がその民族的利益さえ貫徹する力がなく、利害関係者の任意の団体で十分ならば、完全な結社と集会の権利と国家権力の受動的抑制で十分である。結局、これらすべての手段でも、民族的欲求の満足によって十分だというわけではなく、そのためにはすべての民族同胞の統治権を持つ強制団体が必要なので、民族は統治権を持つ強制団体という本質を持つある種の国家大権を必要とする。また民族は、同質の競争原理として国家に対峙し、国家に挑戦し、屈服させ、闘い、あるいは対等に、力の均衡をとるようにする。

民族的利益は、今日信仰がそうであるような意味での倫理的なものではない。近代的発展の最も顕著な方向線は、人間の社会化である。それは、異なる言語を話し、一つの鎖につながれ、監督の合図と鞭に従っていたエジプトの国家奴隷の機械的な紐帯ではない。今日では、鎖は多様に絡み合った利益であり、鞭はわれわれの欲求であり、合図は話し言葉と書き言葉である。言葉はわれわれに知識と

パンへの道を指し示す。最高次の精神的欲求も最低次の肉体的欲求も、言語に媒介される。言語のない人間は人間社会の外に在ることであり、理解されない言語の人間はわれわれの共同社会の外に在ることになる。土地の言葉（Landessprache）を知っていることは、われわれの物質的繁栄の第一の重要振興手段であり、それを知らないことは、不自由と社会的追放の原因である。余所者は、困難な闘いの後にはじめて先住者と対等の地位を獲得する。征服によって、ある種族（Volksstamm）全体が他の種族に服属する場合には、その特性の喪失の後の社会的屈辱から、集団として、経済的および社会的に対等な地位に上昇するまでには、数世代かかる。たとえ新しい状況の中で、後の子孫たちが、かつての民族集団（Nationalität）の繋がりが維持されていた場合よりもよかったと感ずることがあるにしても、民族集団の没落は、当事者にとって、数世代の苦難と侮辱を意味する。それゆえ、各個人の利己的で物質的な利益はこの民族的な繋がりが確固として存続していることに基づいている。その際、物語、文学、芸術を通して、倫理と理想主義の黄金の糸でそれを紡ぎなおすことができることは、いささかも否定すべきでない。

たしかに、ある民族のすべての成員にとって、民族的な利害が内容と強度からみて、同等であるとは主張できない。労働者の民族的利益は、小商人、農民、役人、工場主の利益とはまったく異なっている。民族的利益と経済的利益との、とくに職業的・階級的利益との多様な混淆の描写には、広範で困難な研究が必要である。これについては、第二部にゆだねよう。それについては後ほど若干論ずる。いずれにせよ、ある民族集団（Nationalität）のすべての成員がある共通利益を持つということは承認できるが、それによって、それが他の利益、経済的利益をも凌駕する意味を持つと主張することは決してできない。民族的な全体利益の存在については、ここでは承認されたものとして前提しなければならないが、演繹的に推論するだけで、あれこれの例で証明すれば、十分にちがいない。

統一した自由な民族国家（Nationalstaat）において、民族的な繋がりが損なわれなかりは、民族的利益は国内政治において目立ったものではない。すなわち、すべての民族的欲求は、狭義の国家的欲求と同様に、国家によって満たされる。多民族国家においては、潜在的な民族的諸利益が活発となり、妨害的な対立が現れる。民族的利益は集団的な性格を持つものであり、統治権を持つ強制団体によって最もよく満足させられるということは、すでに知られている。民族国家においては、それはもっぱら国家によって完全に満足させられている。それは、本来の国家的諸任務と融合し、公的利益の全体となる。多民族国家においては、この融合はたちまち消え去ってしまう。一方で、対外防衛の利益のようなある種の公的諸利益は、すべての国家成員に共通し、それゆえに純粋に国家的なものであるが、民族的な特別な諸利益は違う。民族同胞の集団的全体利益の融合のなかに存在するものは、国家と民族がもはや一致しない場合にも、存在せねばならない。

国民学校のような簡単な例が証明しているのは、個人も任意団体も民族的な利益を満足させることができないということである。子どもたちが教育を受けることは、両親の個人的で利己的な利益である。だが、両親は個人的に利益を満足させることはできない。ここではじめて利益の共通する者の自由な団体の設立に着手することになる。しかし、すぐにそれでは間に合わなくなる。主要参加者は意欲と行動の能力のある子どもたちである。しばしば彼らの利益は両親の犠牲と損失を意味する。疑いもなく個人よりも生命の長い全体の利益となるものが、つねに同時に万人の利益であるというわけで

はない。全体の利益は一般的な利益ではない。全体の利益が推進され、意欲ある者の契約による自由な団体に代わって、反対者に強制する強制団体が設置される。今日では、民衆教育を全体によって実現されるべき全体利益ではないと考える者はいないし、初級教育とは民族的である以外にありえないということ認めない者はいない。そして、民衆教育と同様、他の多くの案件も、民族的集団利益の対象なのである。

民族 (Nation) を同種の諸個人の塊にすぎないと見なす者は、文字どおり木を見て森を見ていない。この塊を諸個人の集合と見なすだけで、有機的な統一であると見なさない者は、諸民族 (Nationen) は統一的に思考し、感覚し、行動するというのを忘れている。統一的な国家的な思考機関と意思機関が欠けているならば、この集合は、ばらばらな思考、うつろな感覚、鈍重な行動である。新しい機関、言論家と行動家が見つげ出されないうちは、数千の頭、数千の心、数千の腕の中にあるからである。それまでは、空想の中で思考し、歌謡の中で感覚し、夢の中で行動し逍遙する。風が木の葉の間を夢のように消えて行くように、それは口の端を駆け抜けるだけである。われわれは、国民 (Volk) であり、国家であることを望む！ この深い内奥からの衝動が、ドイツ人を連帯保証 (Gemeinbürgerschaft) に駆り立て、あらゆる対立にもかかわらず、繰り返し民族的諸政党を共に支えるのである。それは引き裂かれたポーランドの中でうごめき、イタリアの内部の不死の魂であり、忙しく日を送るフランスの永遠の炎なのである。

「どの民族も国家をつくる使命と権利がある。人類が多数の諸民族に分かれているのと同じ数に世界はさかれるべきである。どの民族も一つの国家となり、どの国家も民族的な存在になるべきである」と、ブルンチェリは言う。国家として認められるという民族のこの生得の権利は、個人の基本権にいささかでも譲るのだろうか？ 第19条が個人に与えているような基本権の濫用にも譲るのだろうか？ 国家が個人にその言語と特性を保証するのに十分なことを行っていると信ずることは、多民族問題 (Nationalitätenproblem) の本質についての最悪の誤認である！ すべての民族 (Nationen) は、まとまった統一体であり、自らの主人であろうとする消しがたい志向を持っている。諸民族は法的にそうではないので、政治的にそうなり、統一と自治の権利を政治的権力要因として闘いとうとする。

民族集団 (Nationalität) というこの強力な国家形成要因は、今日オーストリアにおいて、なおまったく国家的機能を持っていない。民族に関する立法もないし、民族による行政もない。この事実の意味を正確に考慮しなければならない。わが国で多民族問題 (Nationalitätenfrage) を調整していると見なされるすべての規範は、国家の行政活動の言語的側面の整序を課題とするものである。民族的生活の保護は、精神病院や消防署や文部行政のような行政活動の具体的に限定された対象ではない。民族 (Nation) と民族的全体利益は、わが国の法には、まったく存在しない。

わが国の法は、近づき難くふんぞり返っている劇場の切符売りに似ている。巧妙な行列装置によって、つねに個人は一人ずつ彼の鼻先に導かれるが、その場合、諸個人が異なった言葉を話しているという決定的な事実を、彼は知っている。彼はそれらの言葉で彼らと意思疎通ができるので、できるだけのことを行っている。この状況で、国家における民族集団 (Nationalität) の法的意義ははなはだ哀れむべきものであり、政治的な権力志向の方策は諸民族 (Nationen) にとって不可避である。民族的な

集団全体に何らの法的請求権も保証せず、個人に無内容な同権の請求権を保証するにすぎない、哀れむべき空虚な約束でもって、国家権力に対する全範囲にわたる生得の権利の民族への返還を要求する民族理念は、丸め込まれるべきだということか！ それは純粹な「カエサルに非ざれば人にあらず (Aut Caesar aut nihil)」ではないのか？ 個人の基本権の原子論的な立場に立脚するオーストリアの国家基本法は、決してその要求をかなえるものではない。種族 (Volksstamm) の個々の成員を、民族的集団の全体の生活とだけ結びついている民族的利益の担い手にするのは、逆説的に見えるかもしれない。だから、「第19条は、真の同権の黄金時代への手形であり、目がくらむが実効なく消えていく立法上のある種の花火にすぎない。」

原子論的基礎の上に立つ解決策は失敗するに違いない。強制団体だけが遂行できると想定されている諸権利は、個々の個人の請求権に変えることはできない。最も誠実な意思と最良の法学的構成員がある場合でも、あらゆる生活状態、あらゆる場所、あらゆる法廷、あらゆる官庁で、その帰結が見られるような、一まとまりの公民権を個人に与えようとするのは、見込みのないことである。諸民族 (Nationen) の集団組織がなにもない場合には、問題に接近することはできない。あらゆる困難を克服するような公民権だったなら、政治的および民族的問題でどのような権利侵害にも対抗できるように要求されている真の願望形式だったに違いない。タニアチキエヴィッチは、ここで批判された理解全体にとって特徴的な、「わたしはオーストリア市民である (Civis Austriacus sum)」という宣言で、それを見つけたつもりになっている。

## 第5節 集団現象としての民族集団 (Nationalität)

民族に属する個人だけを見て、全体としての民族 (Nation) を見ない者は、問題を把握しない。だが、この全体は、おそらく諸個人の集合、集団にすぎない。それは、政治的には統一体でなく、民族学的、経済的、社会的等々でのみ、統一体なのである。したがって、少なくとも法的調整の集団の影響を研究すべきであろうし、通例その種の理解には集団現象としての民族 (Nationalität) が欠如しているのである。

民族誌と民族学は、すでに強調したように、民族主義的政治家にとっては、必須の補助学問である。それらは、諸民族 (Nationen) の成長と衰退の諸原因を研究し、確認することによって、民族の順調な発展に深い関心を持つ政治家に、目的にあった方法を選ぶように教える。諸民族の本質的な発展要因は経済的および人口的な潜在力である。それに対して個人と国家は限られた影響力を行使できるだけである<sup>〔原註2〕</sup>。この場合に国家の活動が意義のあるかぎり、経済的問題は同時に民族的問題 (nationale Frage) でもある。まさにこの時、統計学および経済学の教育を受けた政治家たちは、多民族問題 (Nationalitätenfrage) の法律的調整の最大の困難を見いだす。彼らは、ある案件を、民族的であるとか、非民族的であるとか、あらかじめ特徴づけることを、まったく見込みのないことだと見なすからである。

工業と農業の対立は経済的な対立である。だが、ドイツ人の多数が工業および商業に従事し、スラヴ人が農業活動を行うので、この対立は容易に民族的な装いを帯びることがあり、わが国の利益代表制と民族的過熱においては、恒常的に事件となる。普通選挙が実施され、民族的な法が支配して、す

すべての必然的で一見したところ (prima facie) つねに民族的なすべての案件で、民族が政治的な権力要因となる必要のない場合には、すぐに民族的マスクは落ちるにちがいない。各民族に、未発達ではあっても、すべての経済的な志向が現れているのだから、特定の経済の色合いを持つ各民族的利益集団、例えば農業的、工業的、商業的、プロレタリア的な利益集団は、それぞれの問題について、すべての、あるいはほとんどの民族集団の経済的に同じ陣営にある集団代表者を見だし、対立する利益は、すべての民族において、敵の陣営に見いだされる。経済的な利益だけが優勢な場合には、この事実は、毎日、毎時間、民族的な利益という幻想を打ち砕くかもしれない。何らかの方策が、ある民族 (Nation) の全体利益にそのような場合でさえ、それは、民族としての民族ではなく、一定の領域の住民として、あるいは一定の経済的形態の成員として有益なのであることが、明らかになるかもしれない。普通選挙権はすべての事物に自然の重みと見通しとを回復するかもしれない。

統計的および経済的な考察方法が、民族主義的政治家たちの注目を国内の文化事業に向けるのに有用であるほど、彼らが学校をつくるのは素晴らしいことであるにしても<sup>[原註3]</sup>、民族法 (Nationalitätenrecht) の可能性と政治的および立法的活動の有益性ととの支持者は、悲観的で宿命論的になる。

オンキウルは、集団としての民族 (Nationalität) に対する民族政策の方策の反作用を、オーストリアの言語問題についての彼の興味深い研究の出発点にしている<sup>[原註4]</sup>。彼はそこで同権の思想を非常に深めているのである。彼は、調整に際して、どんな個人的権利も切り詰めず、どんな個人的優先権をもつくらないことが重要だという理解を放棄し、方策の質量作用を研究した。彼は、原子論的・個人主義的な見解よりも、正しい見解に著しく近づいている。彼にとって、言語関係の調整が公正であるというのは、当該諸民族の集団にとって、対等で最小な言語強制を意味する場合である。有機的な統一体としての、強制団体の形で属地的あるいは属人的な基礎の上に構成される共同社会として民族に同意しない者には、オンキウルの解決策が正しいものと見えるに違いない。彼の解決策は論理的で一貫している。民族が諸個人の単なる数学的総和ではないということが見逃されているだけである。明瞭に作り上げられているその見解は、多民族問題 (Nationalitätenfrage) を一言語あるいは二言語の同権問題と見なす者すべての念頭に浮かぶものと、合致している<sup>[原註5]</sup>。どの政党も二つの調整のどちらにも満足できないということは、この議論の出発点が間違っているということを示している。オンキウルは、提案されている解決策の専門的合目的性について、次のように言っている。

「合目的性の立場からは、言語強制が最小の言語調整が最適であることが明らかである。言語強制の回避ないし可能なかぎりの制限がどの言語調整にとっても最高の目的であるからである。ある言語の信奉者が他言語の支配のもとに入る場合には、言語強制は確かに存在する。比較の尺度を手に入れるために、この強制の程度は、具体的な調整によって生ずる影響が、他の言語の勢力のもとにある多数の個人に対してどの程度のものであるのかに對置させることができる。

しかしながら、異なった言葉を話す当事者が衝突して、言語Aおよび言語Bが使用される場合にも、言語強制は存在する。たとえ公判を司る裁判官や役人が両当事者のそれぞれとその言語で話しても、しばしば非常に語彙の豊富な一方の当事者の話と文書を、他方の当事者の言語に翻訳することは不可能である。なぜなら、どちらの当事者も、相手の言語を理解する、すなわち強制的にそれを学ば

ねばならないか、相手と理解できない議論を繰り返すのをあきらめて、物質的な利益を放棄にするか、の二者択一の前にあるのである。

言語権は、二つの側面を持つ。一つは肯定的側面で、一種の行為 (agere) すなわちその言葉を使う資格であり。一つは否定的側面で、非忍耐 (non pati), すなわち他言語の理解の強制に対する保護である。官庁での一般的二重言語状態は、一側面にだけ対処するものである。…そして、「理解しなければならない」という強制は、「話さない権利を持つ」という強制と同様、圧迫的なものである。…この理由から、役人が幾つかの言語に熟達しているヨーロッパ全体であっても、場所が行為を支配する (locus regit actum) という命題に倣えば、行為ではなく場所が言語を支配する (locus und nicht actor regit linguam) という命題が通用している。だから、二重言語状態は、言語問題の解決を意味しない。なぜなら、それは強制を生み出しているからである。しかしながら、言語強制を縮源することでは、言語問題は決して汲み尽くせない。正義の要求するところは、すなわち、当事者のどちらかの犠牲によってではなく、両者を適当に斟酌することで、調整が行われるべきだということであり、各種族 (Volksstamm) の尊厳から、両者にとっての鍵は対等であるべきで、それゆえ同じパーセント原則での言語的マイノリティの区別が始まるべきだという命令が現れる。」

この基礎の上で、オンキウルは、最小で対等な言語強制の調整を、数学的に算出する。ここでは、民族は文字どおり処理される頭数である。一般的二重言語状態の場合、ベーメンの二分割および三分割の場合、言語強制の指数は、 $1/4$  および  $1/5$  マイノリティを考慮して計算され、比較されている。この方法に対する異論は、少なくとも、無意識に同じ方法に従い、間違っただけ前提を意識していない者からは出てこない。なぜなら、見本を正確に実行することがないからである。いずれにせよ、最小で対等な言語強制という理論は、少なくとも集団としての民族 (Nationalität) に適しているが、なお言及すべきすべての理論にとって補助手段として高い価値を持つものである。

だが、法的言語強制が細心に考慮され、対等に割り当てられるとよいが、それだけが、民族的不和の唯一の原因ではない。多くの民族集団 (Nationalitäten) が住んでいる国では、公的な地位についていない者にとって、すなわち商人、手工業者、労働者にとっては、第二言語の習得の必要性、事実上の言語強制がある。農民はこの事実上の言語強制との関わりは最小である。概ね現代でさえなお存続している農村生活の隔離と自己充足により、農民は異言語を話す近くの土地を意識することがほとんどなく、少なくとも、ベーメンやメーレンでは、両民族集団の農夫は経済的および社会的に同じ高さにある。このような地域では、言語境界は数世紀の間まったく移動せず、特に村落内の婚姻と事実上の近所同士の優先買取権により、村落団体への余所者の受け入れは阻まれている。急速に同化する余所者はほとんどいない。農業労働者の場合は別である。農業の労働市場は地方的な性格を失っている。少なくとも農業労働者には、二言語の僅かな知識が必要である。それがなければ、彼は故郷で農奴となり、余所者の中の唾者となり、雇用関係が法的に解消できることを除けば、大カトーの奴隷とどこも変わらないことになる。都市の日雇いや工業の補助労働者になるのは、少なくとも間に合わせのドイツ語ないしポーランド語やイタリア語ができる場合だけである。実際、大土地所有者の民族政策 (Nationalpolitik) は、高度の国家政策でないかぎり、農業労働者政策以外のなものでもない。この身分はつねに、自分と従属者との間に差別的な言語境界、すなわちラテン語やフランス語の境界

を、スラヴ人地方ではドイツ語の境界をつくろうと努力してきた。今日でも、彼らは奉公人 (domestique) の言葉と話さない。民族的な幻惑によって「郷土愛」を土地への義務にすることを可能にしたい場合には、彼らは計算づくで民族的になったし、今もそうである。だが「民族同胞 (Volksgenosse)」よりも、スロヴァキア人やルテニア人が安く雇える場合には、彼らは、すぐさま超民族的 (international) になるのである。この点では、大土地所有者は、大工業者と心も意見も一致しているのである。

プロレタリアートの上層では、二重言語状態への経済的な強制が強まる。それは混合言語地域の小都市市民層において顕著であり、インテリ層では最高である。そこでは、意思疎通する能力だけではなく、異言語を完全に使いこなすことが必要だからである。彼らは、この強制を最も強く感じ、それに対して最も声高に反抗する。だが、この闘いは見込みのないものである。個人の事実上の生活諸条件は、その好みよりも強力だからである。

だが、だれもがこの事実上の強制を受ける可能性があり、また受けるに違いないが法的な強制は激しい反抗を惹き起こす。だが、どこでもなお必要だと見なされている最小の言語強制はどのように保証されるべきなのか？

論理的には、この最小限が達成されるのは、民族的団体の全体 (市町村や郡) のために、それが任命した機関が異言語を習得し、必要な場合に、すべての民族同胞 (Nationsgenosse) を代表することによる以外にはない。かくして、言語強制問題は、わが国で試みられているが、つねに必ず無益に終わっているような、公職の問題としてではなく、民衆 (Volk) の問題という意味で解決することができる。それゆえ、わが国の選挙システムの場合と同様、この問題に過剰で対立的な関心を持つ官僚層の上級および下級のメンバーならびに父兄だけが活動的であるかぎり、この問題はまったく解決不能である。

ここでは、もう一つの要素が考慮される。事実上の言語強制の強さと範囲は、社会的階層によるだけでなく、民族 (Nationen) によっても変わる。だが、この点ではまた特徴的な区別が現れる。大民族のインテリに課せられる、地方語に通曉すべしという言語強制より、小民族のインテリに課せられる、異言語である世界言語を習得すべしという事実上の言語強制の方が、重大な意味をもつ。たしかに、この事実上の強制は嫉妬深い不平を生み出すが、法的な強制を我慢できるものと思わせるという利点がある。これに対して、大民族の場合には、事実上の強要のない法的な強制は、ほとんどの場合、インテリにとって、まったく新しい重大な重荷となる。社会的階梯を下降するほど、この強制の違いは消えていく。一定の社会的階層においては、ある民族 (Nation) とある言語があり、同様に他の民族と他の言語がある。ある方言が易しかろうと難しかろうと、同様に他の方言がどうであろうと、両種族 (Volksstämme) にとってその熟達は同じように有用である。多くの民衆 (Volk) がより多くの発言の機会を得るほど、この問題の取り扱い、より公正で、より自然で、より偏見のないものとなる。最も関係のあるインテリの過敏な解決策を期待することは、瀕死の病人を自分の執刀医にしたいというようなものである。

民主主義的な体制のもとで初めて民族問題が解決可能になるという事実は、そのもとで自然に問題がなくなるという結論を導くのを許すものではない。正反対が正しい。人間が社会化するほど、公的

生活への関与が密接なほど、——そして、日々それが生ずるほど——、国家行政はより一層民族に適應し、民族的文化はより密度の高いものになるに違いない。民衆教育が大きくなるほど、インテリが増えるほど、小民族（Nationen）は民族文学と民族文化の陶冶により満足し、いわゆるインテリがより以上に文化言語の習得を強制されるにしても、大民族が小民族を吸収することはより困難になる。だから民族的な問題は民主化と社会化の増大によって、ますます深刻化し拡大するにちがいない。だが、それとともに、権力問題という紛争の性格は失われる。それは解決可能な文化問題になるであろう。

民族間闘争（Nationalitätenkampf）の基礎になっている、われわれがここで簡単に「集団現象としての民族（Nation）」という用語でまとめている、経済的および社会的な諸要素に至って、われわれは民族的な生活の内奥に初めて一瞥を与えることができる。民族的な闘争の諸原因はこの土台に根を下ろしているが、この土台こそほとんど研究されていないのである。しかしながら、第一部では、諸民族（Nationen）の国家以前のおよび国家以下の生活は、テーマではない。オーストリアにおける国家と民族の非和協的な関係、それとともに諸民族にとって必要な法形成を詳論しなければならない。

## 第2章 有機論的な理解

### 第6節 総論

民族（Nation）は、上述のように、その利益、すなわち特殊な民族的利益を、諸個人の保管に任せすることはできず、任意団体による実現に利益を委ねることもできず、統治権を持つ強制共同体にならねばならない。あるいは、同じ意味であるが、国家的機能を遂行せねばならない。というのは、民族は統治利益を持つ集団の全体であるからである。かくして、有機的な理解となる。それによれば、オーストリアは、直接に帝国に繋がっている諸個人の集合ではなく、諸民族（Völker）の連合である。

民族は、即自的には、有機的な統一体ではない。誰もが知っているように、統一的な国家組織を持たない諸民族（Nationen）や、さまざまな諸国家を建設している多くの民族（Nation）が存在する。この事実は有機的見解と矛盾しない。われわれが詳しく研究するように、個々の民族的公準が民族集団（Nationalität）に指示しているのは、国家的諸機能に対する権利の返還請求である。ペーメンの言語法案を説明するケルバー内閣の覚書は、13ページで次のように言っている。「最近十数年の国内政治を一瞥すれば、言語問題の調整が問題となる時には、つねに激しい政治闘争が起こっていることがわかる。この現象の根拠は、経済的および精神的な力を発展させようとする各種族（Volksstamm）の自然な努力にある。すなわち、教育制度の領域と公職上の交流のなかで、できるだけ自分の言語を通用させ、国家的な承認を得ようという努力にある。」

それに対して次のことは強調されるべきである。1. 経済的な力をめざす努力は、個人的努力、すなわち通例われわれの私的資本主義秩序に従った個人的努力であるか、あるいは、結合した努力（民族的貯蓄銀行等）か、国家機関によってのみ実現可能な集団的努力である。最初の二つの場合には、政治的にほとんど意味がなく、国内的民族的文化事業と見なされる。だが、第三の場合には、これを

支配下に置くためには国家権力の占有獲得が必要であり、それゆえとりわけ国法的なものである。2. 精神的な力をめざす努力は、国家的手段によってのみ実現可能であり、より一層国法が必要である。3. a) 教育機関, b) 公務上の交流において言語の承認を望むことは、民族的志向の一つの徴候に過ぎず、その中核ではない。ドイツ人国家を維持したいとか、チェコ人国家を創設したいとかいう諸政党の願望は明らかであり、公務言語や学校言語をめぐる闘争は手段に過ぎず、目的ではない。だから問題はより根深く、公務言語を調整するだけの言語法では、闘争は終わらない。それは解決策ではなく、闘争の一段階にすぎない。それゆえ誰もが感じているように、言語法は闘争を制限するものではない。民族問題は単なる言語問題ではなく、国法上の問題なのである。

民族 (Nation) そのものは有機的な統一体ではないにしても、諸民族 (Nationen) のすべての政治的志向がそうなることに向かっていることは明らかである。この志向は、まず民族的な「連帯保証」においてあらわれる。その基本思想は、議会内の民族 (Nation) の全勢力を強力にするための一民族集団 (Nationalitäten) のすべての代表の結合である。だが、権力だけが自己目的ということはありません。権力の享受、すなわち持続的で確実な権力行使が目的となりうる。このことが考えうるのは、それが法的に保証されている場合、権力の動員によって得られる利益が法的に保護され、確定されている場合だけである。戦争が確実な平和のためにのみ行われるのと同様に、権力は法のためにのみ動員される。つくられるべき法が、諸政党の綱領であり、代表されるべき利益の総和である綱領によってこそ、はじめて政党は権力を、すなわち利害関係者の服従を獲得するのである。もちろん多くの政党にとっては、権力そのものが綱領である。だが、その支持は権力の受益者以上には、略奪品と賄賂が届く程度にしか広がらない。

民族主義的政策は権力政策であることに満足することができる。それは、民族同胞 (Nationsgenossen) を一政党のもとに統合し、議会を通じて国家行政へ影響を及ぼすことで、民族 (Nation) のための利益を得ようとする政策である。わが国では、ポーランド・クラブが、この種の政党の模範である。それに倣っているのがチェコ民族党 (Volkspartei) である。政治的な権力の地位につくだけで、論議の余地のない法的な地位をつくるためにそれを利用できないなら、ある民族が持続的な獲得物を得ることはできない。非民族的な案件では、圧倒的な民族的利益が必ずしも政党に対し創造力も実行力も持たないので、マジョリティは変化し、さらに経済的対立が、徐々にしっかりと結びついた政党を分解する。オーストリアの議会の不毛性は、まさに民族諸政党内部でのどのような改革も、その結合を緩めるような対立をつくり出すことからひき起されるのである。それゆえ、指導的な人物たちは、どのような発議も避けるのである。およそオーストリアの進歩が考えられるのは、諸民族が奪われることのない法的地位を認められ、議会において民族的闘争部隊を永続的に維持することが不必要になり、経済的および政治的な任務に向かうのが可能になるような場合だけである。

かくして、われわれは本来のテーマに向き合う。オーストリアに平和と進歩が訪れるべきなら、諸民族 (Nationen) は、国家的な法的構成因、国法的な潜勢力、あるいは恐ろしい表現をすれば、国家のなかの諸国家とならねばならない。それが単なる政治党派であり続けるなら、諸民族の役に立たず、国家を損なう。諸個人の単なる集計と見なされることでは、彼らは満足できない。このように理解するからこそ、彼らは政治的な武装と国法の権利請求を余儀なくされるのである。それらを獲得し

なければ、彼らは武装解除できず、かれらの武装解除がなければ、オーストリアの進歩はない！ このテーゼのなかにオーストリアの問題が定式化されている。

だから、民族（Nation）は民族学的には不明な人種指標を持つ諸個人の総和であり、社会学的には、通例共通言語によって媒介される思考と感情の共通性を持つ人間の集計であるが、一定の発展段階では、民族的特性と文化を保持するために、国家として他の民族集団とは独立した統一体<sup>[原註6]</sup>を形成する、統一的な意思を持つ人間総体となる。この思考の発展である民族性理念（Nationalitätenidee）は、19世紀に固有の現象であり、大国家をくつがえし、ヨーロッパの地図をまったく塗り替えることになった。オーストリアの能天気は、美辞麗句と僅かの手手段しかなく、それを簡単に片付ける可能性は望むことができなかった。

多数の人間は統一した集団となり、統一した意思に表現を与え行動に導く機関の形成により、政治的な単位となる。集団は機関を通じてしか行動することができない。どこでも、多数の諸個人に利益の共通性があるところでは、集団はその中から、その利益を綱領に定式化する洞察力ある頭脳、スローガンの案出者、行動者、利益の擁護者、宣伝家、戦術家を生み出す。権力保持者はつねに発展の新しい創造物から頭と腕を切り落とそうとするが、つねに無駄に終わる。かくして、プロレタリアートは、その機関、その預言者と最高司令官を、すでに幼年期につくり出し、百度も失い、また千度も生み出す。同様に、どの全体利益も、大きな利益も小さな利益も、スケートクラブやパイプクラブから世界政党にいたるまでの「首謀者」を生み出すのである。その際に、個々の利益の分裂という注目すべき現象が現れる。どの人間も多様な利益の総和を内に秘めていて、個別利益のそれぞれによって異なった集団に属することがありうる。かくして、手工業者は、消費者としては消費団体に、生産者としては消費団体と闘う政治結社に、どちらの場合にも自己の利益をよくわきまえて、所属することがありうる。公民が市町村団体、国家団体、宗教共同体、政党、経済団体、社会的サークルに、要するに非常に多くの団体のなかにあるのは区別可能な全体利益に結びついているときである。そのような分割できる全体利益の分離とこの利益のための特別の機関と特別共同体の形成は、近代の公的生活の発展の秘密であり、階級闘争と党派形成の秘密である。利益集団は共通の利益を満足させるため、その機関の国家的承認と、その権能の法的な保証とをめぐって争う。

確かに、民族的な利益は、経済的および社会的な全体利益から切り離しうるものである。封建的な大土地所有者は、チェコ民族（Nation）の成員とみなされるが、農業大会ではドイツ人大土地所有者と同席することもある。プラハの菓子製造人は、チェコ人であることを止めずに、ドイツ人菓子製造人と一緒に生産手段の騰貴に対して防衛しようとする。民族的利益は、経済的、社会的、政治的な利益とならぶ集団的利益の一つにすぎないが、国家は普遍的な利益共同体であるので、「民族（Nation）」という人間総体が、その範囲と内容において「国家」という総体と一致するとは限らない。だが上述したように、民族的な集団利益は国家的な強制共同体によってのみ実現できるので、民族（Nation）は国家的特権を持たねばならない。だが、国家は必ずしも一民族からなるわけではないので、国家と民族の間には抗争が生じ、それは民族国家への分解によって、あるいは機関と権能の法的な分割によってのみ調停することができるのである。信仰上の闘争の発展は、すでに後者の道に足を踏み入れている。信仰と民族（Nation）の間の重要で圧倒的な差異を否認する者はいないし、誤っ

たアナロジーに引きつけられる者もない。宗教的生活と民族的生活の物質的な内容はまったく異なっているからである。だが、ある点では否定しがたい類似性がある。民族的利益と信仰上の利益は多くの個人的および集合的利益の一部であるが、国家は原理的に強制的にしか実現されえないすべての全体利益の実現のための公的な制度である。民族（Nation）と信仰は、すべての国家的案件を服従させる、領域を超えた要求を示している。国家は、国家の機関および権能と教会の機関および権能とを区別することで、国家と信仰との間に普遍的な満足のための法的範囲を形式的に設定した。法（権利）区分の形式的なやり方、これだけが、多民族国問題（Nationalitätenfrage）にとって教訓的なアナロジーとして役立つことができるのである。

だが、民族的な機関および権能を国家的な機関および権能とを区別することは、国家組織の中に諸民族（Nationen）を編入すること、国家機能を諸民族に委譲すること以外の何であろうか？ それによって、その権限に大小はあっても、諸民族は有機的な国家部分として、構成国家として原理的に承認される。では、この区別はどのように行われるべきであろうか？

## 第7節 属地的国家理論

区切りとしては属地的（領土的）なものがありうる。主権を持つ統一国家を形成する力を持たない諸民族（Nationen）は、少なくとも属地的構成国家を形成する。この領土のなかで、彼らはすべての民族的案件について、立法と行政の完全な独立性を持つが、純粋な国家的案件については、全体国家に結びついている。この場合にも、上述したように、どの公民も国家的利益圏と民族的利益圏という二重の利益圏に立ち、区分線は州境である。

領域が唯一の可能な区別原理なのか否か、それが正しい原理なのか否か、それについては後に検討される。だが、50年以上の歴史が示すように、いわゆる属地原理は、解決不能な紛争、すなわち、国際法や、内戦や、対外的干渉だけが解決できるような紛争の原因に違いない。ひとたびこの原理を承認すれば、誰でも、境界をどうひくべきかという問題に遭遇するからである。オーストリアの諸民族（Völker）が初めてお互いに向き合ったクレムジール憲法委員会で、すぐさま紛争が生じたのである。帝国議会に代表を出す諸王国と諸邦は、1848年以前には、10の統治区域（Regierungsbezirke）に分けられていたが、それらは帝室直属地の境界とは一致しなかった。憲法委員会は、最初の会議の一つで、まず国家領域を自治州に分割する問題を扱った。歴史的に生成した属地団体なのか、ベーメン、シュタイアーマルク、ガリツィア、チロールの二分割をともなうエスニックな定住状況に従った州区分かが、選択肢であった。オーストリアの政治の非一貫性とドイツ人の先見力の欠如が苦々しく感ぜられるのは、当時チェコ人が諸州の民族的区分と二分割に賛成し、ドイツ人が歴史的な州区分に賛成したのを思い出す時である。歴史的な権利の擁護者としてドイツ人が立ち現れ、パラツキーとチェコ人は、民族集団（Nationalitäten）がほとんど国家的な特別存在になる自然権を持つという主張の代弁者としてあらわれた。スロベニア人カウチチの提案は、チェコヴィア、ポイヤールハイム、スラヴォニア（クラインとシュタイアーマルクのスラヴ人地域と沿海地方）、ロマンス系チロール、マズール・ガリツィア、ルテニア・ガリツィアの形成を要求し、パラツキーの提案は、1. ドイツ系オーストリア、2. チェコ系オーストリア、3. ポーランド系オーストリア、4. イリリア系オース

トリア, 5. イタリア系オーストリア, 6. 南スラヴ系オーストリア, 7. マジャール系オーストリア, 8. ワラキア諸州から, オーストリアが構成されるというものであったが, 両提案とも否決され, 10行政区を帝国州とするリーガーの提案も受け入れられなかった。それゆえ, 勝ったのは相変わらず歴史的な伝統であり, 国家行政は大きさの不均等な諸州に民族生活を合わせた。それは, 最も嫌う敵が同じ柵に入れられ, 同じ種が分離されているような獣檻と較べられるような境界構成であった。このシステムでは, どの民族 (Nation) も統一体ではない。諸州は諸民族を切り離す。諸民族が諸州を切り裂きたいと思うのも驚くべきことではない。

さて, 双方の理解のそれぞれに関して言えば, オーストリアでは, 歴史的属地システムは, 決して多民族問題 (Nationalitätenproblem) の解決を意味しないということは確かに言える。実際, これは民族的平和をもたらすに違いないと思われていた。だが, かのシステムこそ大きな民族的マイノリティをつくり出し, 彼らを迫害しているのである。すなわち永遠の民族間闘争 (Nationalitätenkampf) を宣言しているのである! 「国土切り裂き」という新しい犯罪行為を考えだすこの支持者に対しては, 民族切り裂きという「民族的」党派にとって非常に重い非難が返されるべきである。つねに相当の民族部分 (Nationsteile) が「神聖な」州境の外に落ちてしまい, 州境は, 民族の身体を支えるベルトというよりも, その身体を切り裂くナイフとなるからである。異民族のマイノリティを支配することを可能にするために, 自民族のマイノリティを帝室直属地で同様に自治をおこなっている敵に委ねるといことは, 確かに民族的ではない。

だが, エスニックな属地システムには, 大きな欠陥がある。それは他の国家任務のためにも適当な基礎を与えるような, なかば完結し一円的な言語領域を必要とする。民族的平和の手本国としてスイスを引き合いに出すさいには, この事情はあまりにもしばしば見過ごされている。天高く聳える山々によって分けられている小さなアルプスの谷で, ほとんどは一民族, せいぜい二民族 (Völker) だけが住んでいるスイスの定住様式は, 政治的および民族的な行政にとってまとまりのある釣り合った自然な統一体をつくっている。諸民族 (Nationen) は, どこでも絡み合わず, 入り混じることなく, 居住地も移動せず, 錯綜することもない。その上に, オーストリアでは, スイスにはない諸民族の社会的構造の不均等性がある。

近代的国家行政に適した地区が建設されることはほとんどない。国家の領域区分は, 交通手段, 経済的, 社会的, 軍事的な必要で示される固有の法則に従うが, それは民族的定住法と多くの点で矛盾する。内部移動と言語境界の恒常的変動を度外視しても, 都市ではなお強力な定住マイノリティが存在し続ける。実行可能性の無いことを度外視しても, この解決策では, たとえ摩擦面が相当小さくなったとしても, 多民族問題 (Nationalitätenfrage) はいまだ普遍的で持続的な和解に達することは無い。

歴史的な方向とエスニックな方向との間の見込みある和解が, クレムジール憲法草案で成立した。この和解によって, 民族的な問題 (nationale Frage) が破壊的な次元になるのが押しとどめられたかもしれない。オーストリアの諸民族 (Völker) の最初の政治的な創作物, まったく独自の仕事がこの草案であった。彼らには, 最初の見込みのある萌芽が否定されたのをひどく悲しむ理由があった! すべての諸民族 (Nationen) が妨げられずに強力な文化的進歩を成し遂げた時代に, 実りの無い闘争の半

世紀の間、彼らはこの愚劣な幻惑行為にふけていたのだ！ 当時すべての諸民族集団（Nationalitäten）が結局は一致して受け入れた妥協は、歴史的な州（Provinz）分割が導入されるべきであり、大きな州は幾つかの県（Kreise）に分けられ、そこにはほとんど州に匹敵する自治が保証されるべきである、というものであった。それによれば、特にバーメン、ガリツィア、チロールでは、民族生活は県議会（Kreistag）で、共通の政治生活は州議会（Landtag）で扱われるべきであった。この県区分は、当時では現実に、すべての民族（Nationen）を満足させるような解決策であった。オーストリアにとって不幸なことに、発展は別の方向に向かった。反動は憲法制定作業全体を一筆で抹消した。もはや諸民族（Völker）意思を十分に反映していなかった二月憲法と十二月憲法は、県制度をもう取り上げず、民族的マイノリティを極度に怒らせるにちがいない、硬直した官僚的中央行政を、諸邦に導入したのである。

#### 第8節 属人的国家理論 あるいは同輩団体理論

こうして、最近の50年は、属地的境界調整によって民族的な問題に対処しようとする、見込みの無い努力がつねに繰り返されている。歴史的な属地主義もエスニックな属地主義も、実行不可能である。クレムジール草案では考えられた妥協は今日ではもはや不十分である。境界調整の方法がまったく間違っていたのではないかという問題提起に、われわれは直面している。民族（Nation）は、まさに領域と必然的で本質的な関係にあり、議論においては、領域が決定的な要因とならねばならないのだろうか？ 真相をよく考えると、その反対であることが明らかになる。

民族性（Nationalität）は、その内的性質によれば、領域には何の関係もない。人が領域を去れば、民族性を失うと言うものでもないし、領域に足を踏み入れたり、そのうちの何百ヘクタールを結婚によって手に入れば、民族性を得ると言うものではない。健全な民族意識（Nationalitätsbewußtsein）はどれも、そのような民族帰属性（Nationsgehörigkeit）に抵抗するに違いない。民族（Nation）とは、同じように考え、同じように話す人びとの結合であり、もはや土地に結びついていない近代的な人間の文化共同体である。誰にとっても、故郷は神聖なものだから、その存在のための闘争、少なくとも完全な国家存在のための闘争に、今日の世界は向き合っている。誰もがその統一を、血でもって対外的に防御しなければならないと言われる。だが、国家を民族的な領域支配に解体しようとする者は、故郷の境界を越えるやいなや、それぞれの民族同胞（Nationsgenossen）を無権利状態にしている。彼らは異民族の中の同胞をバリアになるよう宣告することで、何千人が経済的に繁栄するのを困難にし、ガリツィアやバーメンの貴族のように、彼らを安価な搾取対象として惨めな報酬にひき止める。

属地原理は言う。汝が我が領域に住めば、汝は我が支配、我が法、我が言語に従う！ それは支配の表現であり、同権の表現ではない。そこから民族国家間（Nationalstaaten）の領域闘争が生じ、国家内部の領域政策、すなわち諸種族（Volksstämme）の民族的幾何学が生じる。政治的選挙幾何学に対する確実な是正策としては、領域を考慮しない思考を同じくする人びとの集約である比例選挙しかないのと同様、民族幾何学に対しては、領域支配ではなく人的団体として民族を構成する手段しかない。すべての近代的立法に入口で見いだされる行政自治体（Verwaltungsgemeinde）の原理が、諸民族

(Nationen) に適用されなければならない。これは、国際法の属人原理の国内行政への移転に他ならない。それによって、帝国のすべての部分において、どの民族同胞 (Nationengenosse) も——もちろんある種の段階をつけて——、その民族 (Nation) の完全な保護を受け、どんな競合原理も保証しないような、平等で完全な権利を持つ状態を享受することができ、また享受するに違いない。民族は、民主主義的・近代的な基盤に立脚する属人団体として、民族的な権利保護組織として構成されるべきであり、封建的・領主的な領域支配として構成されるべきではない。

「領域的分裂」を回避し属人的に区分するという理念は、オーストリアの多民族問題 (Nationalitätenproblem) と同じくらの歴史がある。クレムジール憲法委員会のクリアに関する諸提案には、不完全ではあるが、その最初の表現が見いだされる。民族的クリアの設置は、明らかに属人原理を基礎としている。それは選挙人ではなく、被選挙人の人的団体をつくるだけで、立法の領域に関与するだけで、行政には関与せず、特に法的な保証も欠如している。もっとも厄介な事柄である議院規則や選挙規則の違反に対抗する保護が唯一のものである。

クリア・システムは、まずチェコ人によって主張された。彼らは、最初から自治県の代わりに、州のクリアへの分割を提案し、県体制が可決されたときでさえ、この提案に固執した。それは、一部は、県によって州議会が意義のないもの貶められることを心配してであり、一部は、他の帝室直属地においてその民族的マイノリティを放棄しないためであった。それゆえリーガーは、クリアごとの民族的仲裁裁判所の設置を提案した。憲法時代時代に、とくにフィッシュホーフが、クリア・システムの採用に努力し、著書『オーストリアとその存続の担保』は、この基本思想をより詳しく説明している。1871年のベーメン州議会は、「ベーメン王国のベーメン民族集団およびドイツ民族集団 (Nationalität) の平等な権利の保護に関する法律」によって、このシステムを実際政治に導入した。民族的クリアにほとんど財政高権、すなわち民族同胞への課税の権利を認めたこの草案も、基本条項とともに拒否された。市町村や郡においてさえ、第12条c項によって、クリアが存在し、課税権を行使できるのであるから、この法律の起草者がその実行の困難さとそのような調整の法学的要件についてほとんど知らなかったとしても、この法案の中には、属人的な調整が綱領として暗示されているのが見てとれる。後にドイツ人は、多かれ少なかれあからさまになったチェコ人の反抗に対抗して、かつてのチェコ人の要求である民族的クリアの要求を綱領に掲げることを余儀なくされた。チェコ人とドイツ人の民族的綱領が10年を経て入れ替わるのである。わが国の民族主義的政治家の洞察と先見力のなさの証拠である。1890年1月のアウスグライヒ記録には、民族的クリアがより拙劣な形で再登場する。1871年の民族法 (Nationalitätengesetz) は、チェコ人クリアとドイツ人クリアの二つのクリアしか認めていないが、1890年のそれは、さらに大土地所有者のクリアを認めている。このまったく馬鹿馬鹿しい出来損ないは、正当にも青年チェコ党によって否定された。分会では、州教育評議会の区分だけが実現された。その存続が証明しているのは、民族帰属 (Nationszugehörigkeit) に応じた諸機関と諸権限の分離、諸機構とそれに従う人びとの区分が、平和への唯一の道であることである。だが、なぜ単なるクリア原理では十分ではないのか？ 実質的および形式的な理由があるからである。

実質的な点に関してまず第一に想起すべきなのは、上述したように、どの民族 (Nation) にも統一とまとまりを求める志向が内在していることである。この志向の強さは、圧倒的な経済的対立にもか

かわらず、わが国の民族主義的諸党派が共有しているものである。ベーメン、メーレン、シュレージエンには、チェコ人のクリアがあり、クライン、シュタイアーマルク、ケルンテンには、スロヴェニア人のクリアがあるが、国法的な意味では、チェコ民族（Nation）もスロヴェニア民族も存在しないし、民族的手段の統一的育成や使用もなく、まとまった民族的文化事業も存在しない。統一した民族的利益は目標と手段の統一を必要とし、この統一によって、種族（Volksstamm）ははじめて政治的に民族集団（Nationalität）となるのである。民族的な統一がなければ、民族自治はない。それゆえ、「愛国者」は、「民族的文化議会」によって、すなわち民族評議会によってわが国の憲法を補完するように提案したのである<sup>〔原註7〕</sup>。民族代表制度が政治的に必要であることは、これらの研究で証明されている。ここではその詳論をあらかじめ指示しておくことができる。

純然たるクリア・システムに対する第二の異論は、それが州の立法分野にだけ関連するものであり、それゆえ民族（Nation）は、帝国の立法に、より重要なことに、全体行政に組織的な憲法上の影響力を何ら持たないということにある。だが、民族的自己立法よりもずっと必要なのは、民族的自己行政である。上述のように、今日オーストリアには、衛生行政があるというような意味での民族的行政はない。ベーメンの州教育評議会の分会以外には、民族的行政機関はない。全体の国家行政がその時々の帝国議会のマジョリティの欲求に沿うものであるが、それがつねに民族主義的であるので、行政は、ある時にはこの民族（Nation）に、またあるときはあの民族に向かうのである。行政の分野にこそ、民族主義の危険があるのである。すべての民族政策（Nationalitätenpolitik）は、内閣やマジョリティの恣意に抗して、特に不公平な任官に抗して、ある種の行政アジェンダを擁護することに向けられなければならない。われわれが経験してきたように、立法による予防手段も、代表機関におけるあの騒々しい抗議も、そのためには何の役にも立たない。民族自己行政だけがそれを防ぐことができるのである。それゆえあらゆる種類の国家活動にクリア原理が拡大されなければならないと言われる。——だが、それにも重要な形式的欠陥がある。クリアは、つねに選挙規則や議院規則によってつくられるより大きな団体の分会でしかない。その権限は、選挙規則および議院規則に定められたものである。だが、躊躇することを知らないマジョリティは、これらの規則から何をつくるだろうか？ この種の権利毀損は裁可を必要としない。善意によっても、もはやうまくいかないが、悪意をもってすれば、どんな権利侵害も、直ちに判例となり、法規となる。それゆえ、クリアは形式法学的な改革を必要とする。それは法的にそれ自身を基礎としなければならない。すなわちある全体の中の一分会から、自立した団体に、固有の主体として告訴でき、司法的に保護された諸権利を持つ法人にされねばならない。他方、かつての統一的全体は個別団体の委任から形成されるのである。かくして、同輩団体システムが必要とするような、制度がクリアから生ずる。それは、その外的制度においては、まったく完成されたクリア・システムと、それほど異ならず、したがって、実行の難易もそれと同様である<sup>〔原註8〕</sup>。クリアの権利の範囲と保証に違いがあるだけである。例えば、大土地所有者のクリアは、財産を持つことができない。法的には、それはまったく不可能である。だが、プラハの州議会のチェコ人クリアは財産を所有することができなければならない。チェコ民族（Nation）の代表として、劇場、民族博物館（Nationalmuseum）を民族のため設立すべきだからである。それはお金がなければ実行できないことである。だから、クリアであるということでは十分ではない。それは、私法的

および公法的な人格，すなわち法的能力と行動能力とを持ち，告訴の権利を持ち，告訴ができるものでなければならない。最大の民族的危機のその時に議会停止によって生命の光を吹き消すようなマジョリティの善意に，民族の存立は依存する必要はない。持続的な団体として存続することなしには，民族の法的存在は不安定なものである。

にもかかわらず，より子細に見ると明らかになるのは，同輩団体システムがうまくつくられたクリア・システムなのではなくて，クリア・システムが同輩団体システムの基本思想の不完全な実現形態であるということである。クリアとマイノリティ代表制度の主導原理は，領域的な多数形成の偶然性から人間を解放することである。利益が変動する近代人にとっては，経済的な階級仲間との結合，同じ思考の者との結合，民族同胞や同信の徒との結合は，領域的な隣人よりも，ずっと重要である。社会的共同体は領域共同体を駆逐する。人間は土地よりも人間と深い関係にある。

この短い説明の後に，はじめて民族的権利の三つの主要問題の一つは次のようにまとめることができる。それは，いかにして民族同胞（*Nationsgenossen*）の集団を一つの統一体にまとめるかという仕方，組織原理を対象とする。ここではまだまったく論究されないままなのは，権限の問題，すなわち民族的代表機関に割り当てられるべき権利の範囲と国家的諸機能，および連邦原理，すなわち中央政府と中央議会において諸民族（*Nationen*）を国家にまとめる仕方である。基本原理が受け入れられても，これらの課題はすべてが決まる訳ではない。実際の内容を決めることは，思弁の仕事ではなく，生活の流れの中からくみ上げる現実政治家の仕事である。

## 第9節 民族的自治

形式的法原理としては，同輩団体システムはすべての形式的原理の運命を分ち持っている。すなわち，それらは決着のつくまで実行可能ではなく，単なる思考の方向であり，行動の指導点である。同輩団体思想の本質的な意義は，領域の否定である。だが，国家とその行政は領域に固く根をおろしている。民族的な問題のすべての矛盾は，次の二つの要素の背反にある。国家行政の必然的な属地化と民族的行政の同様に必然的な属人化である。もしヘーゲル主義者であったら，より高次のジンテーゼで統一されるに違いない，テーゼとアンチテーゼの典雅なゲームをそこに認めることができたかもしれない。——理論的な方法から排除された領域が，いま再び実践の中に密輸入されるのなら，騒ぎは何のためだったのだ！

歴史的な領域という，国境の物神崇拜を否定するのは，属人原理だけである。この物神崇拜が払拭されないかぎり，事物の理性的な理解には達することはない。それが目を曇らせることがなければ，われわれが8民族のすべてを国家との直接の関係の中に置くならば，講和を結ぶ可能性だけでなく，要請も生ずる。この事情は——不合理な代表制度によって歪められてはいるが——帝国議会においてのみ現れている。諸種族（*Volksstämme*）を平和な共同事業へと導くことが，ここではかろうじて成功している。だが，議会活動を州議会で継続するために，帝室直属地に帰郷する代議員はほとんどいないので<sup>[原註9]</sup>，数ヶ月かけて情熱をかけて仕上げられた，民族的平和の貞女ペレーロペーの織物は，数日でたちまち引き裂かれる。たちまちにすべての党派は転換し，すべてのよき糸は消え去り，すべての希望は埋められる。州議会を持つ帝室直属地は，健康回復の最大の障害である。

故郷でドイツ人にしか出くわさないチェコ人は、帝国議会では他の7民族集団（Nationalitäten）と向き合い、7者と対峙しなければならず、われわれの言う民族の制約性を認識する。今や彼は歴史的な州議会の場に帰る。ここベーメン王国では、62.8%の民族同胞（Nationsgenossen）が、37.2%のドイツ人に向き合っている。ここでは、彼は無制限の主人である。彼はこの国家の切れ端を愛している——当然のことだ。マイノリティの保護——それが何だ！ 他の小さな領邦ではチェコ人がマイノリティであるということが、自分の議事堂にいる彼にとって何の関係があるのだ？ ここでは彼が主人であり、これからもそうなのだ。メーレンでは、70.3%のチェコ人は、29.4%のドイツ人に向き合っていて、州代表機関にマイノリティを持つにすぎない。何だって？ チェコ人は自問する。俺にひどい不正をしている民族と講和を結ぶべきだって？ 俺は故郷では主人だ。シュタイアーマルク、ケルンテン、チロールでは、ドイツ人が、ベーメンやメーレンでのチェコ人と同じ役割を演ずる。一つの帝室直屬地に3民族が共存しているところでは、確かに事情はまだまだ。2民族がほぼ拮抗しているところもそうである。帝室直屬地の諸民族（Völker）のパーセンテージが接近しているほど、共存している民族の数が多いほど、諸民族は平和愛好的である。しかし、州境が非常に馬鹿馬鹿しい比率で、諸民族部分（Nationstheile）を分割したり、結合したりしている。

これらの帝室直屬地は絶え間なく闘争を刺激している。ここでは、血なまぐさい多数者支配からマイノリティの単なる覇権や不法支配にいたる、2ないし3民族の共存によってひき起される可能性のある、考えられるすべての不和が繰り返される。この事情は卑近なもので、選挙人の幻想を支配し、遠くの帝国議会のあらゆる影響を否定する。

だがその上に、それは個々の民族（Nation）それぞれに混乱をもたらしている。例えば、ドイツ人はすべての帝室直屬地に散らばっていて、その領域はロシアルーマニア国境からアドリア海まで、チェルノヴィツからトリエステまでに及んでいる。彼らがマイノリティであるところではどこでも、彼らは帝国議会に訴え、州マイノリティの保護のための帝国権限を要求する。だが、彼らがマジョリティであるところでは、オーストリアのドイツ人であるだけでなく、シュタイアーマルク人、チロール人等であり、そこで民族的敵対者の抑圧のために州権限を用い、そこでは帝室直屬地自治論者となるのである。かくして、ニーダーエスターライヒの州議会（コリスコ提案）はチェコ人の学校設置権を拒否し、それによってプラハのドイツ人をチェコ人の抑圧にゆだねてしまうことに、少しも苦しむことがない。確かにそれは、ニーダーエスターライヒのドイツ人によって選ばれているにすぎず、プラハのドイツ人によって選ばれているのではない。まさに州議会が、民族政策の中に抑圧の方法を持ち込んでいる。

この非一貫性のために、ドイツ人は分裂し、ドイツ人はまったく無力になっているのである。オーストリアのドイツ民族（Nation）全体が、イタリア人と折り合い、帝国全体の支配権を分け合うために、幾つかの南チロールの村落をイタリア人に放棄することができる。チロールの州公民（Landesbürger）はそれができない。ドイツ人が何らかの問題で他のすべての民族集団と衝突すると、このような対立が7回繰り返される。偏狭な田舎根性は、民族の全体利益と衝突する。ドイツ人には、イタリア人およびルテニア人と結びつく可能性、あるいはチェコ人と一緒にすべての民族を無制限に支配する可能性があったかもしれない。スラヴ人によって、大きな対立が生ずる。チェコ人と

ポーランド人は帝室直属地の多数者であり、それゆえ歴史的な領邦単位の熱狂的な支持者である。だが、他のすべてのスラヴ人はマイノリティであり、それゆえ、それには反対である。ドイツ人がベーメンで要求していることを、帝国全体にとっての要求として掲げれば、チェコ人とポーランド人の反抗を永遠に鎮めることができたであろう。ドイツ人にとっては、支配の可能性はさまざまにあった。だが、田舎根性は、大きな目標のために些細な犠牲を許容することがなかった。

帝室直属地は、ハプスブルク君主国の内部の敵である。それこそがイレデンタ（国土回復主義者）の温床であり、絶望したマイノリティと無分別なマジョリティをつくり出すのである。帝室直属地を民族的に区分された諸県（*Kreise*）に分割することだけが、オーストリアの分割を防ぐことができる。小さな剥き出しのフォアアールベルクが、ドイツやスイスに引きつけられずに、固有の州議会を持つことができ、プロイセン・シュレージエンとずっと密接な関連を持つオーストリア・シュレージエンが、固有のドイツ人州議会にもかわらず、今日なお「プロイセン熱」に苦しんでいるのに、どうしてエガーランドはプラハから支配されるべきなのか？ 民族的な県自治ではなく、一つの帝室直属地の中に異なった諸種族（*Stämme*）が一緒に囲い込まれているので、「脱オーストリア運動」が生まれてくるのである。

帝室直属地が民族的多数者に民族的優越の希望を与えるからこそ、すべての帝室直属地の多数者は、それとともに帝国議会の多数者も、固くそれにしがみついたのである。ドイツ人でさえ！ 北部ベーメンは、ベーメン王冠の圧迫のもとに逼塞し、救助を求めている。だが、アルプス諸州のドイツ人は、シュタイアーマルク人、ケルンテン人、チロール人のままでいることを望んでいる。洞察力に富むチロールのドイツ人、グループマイアは、イタリア人のトレンティーノを引き離して、ベーメンのドイツ人のために先例をつくろうとした。政府ではなく、チロールの市民と農民がその案をずたずたに引き裂いた！

過ぎ去った日々のこの亡霊、領邦の統一という幻像がなくならないかぎり、民族の平和はない。その時はたしかに近づいている。チロールの州議会は議事妨害を受けている。ガリツィアの州議会ではルテニア人が禁断の武器をとって立ち上がった。激怒したマイノリティの妨害により、すべての混合言語地域の州議会は徐々に休止するであろう。議事妨害は、帝国議会においてその任務を果たした。いまやそれは州議会の死刑執行人の職務に就き、巡回をするであろう。優越性の希望が、片田舎であれ否定されるなら、わが国に平和が達成される可能性がある。

歴史的領域のこのような否定は、属人原理の最初の課題である。そして今や、この否定の否定が問題となる。国家は発言の機会を得て、呪われた歴史と関係なく、またさしあたり諸民族集団（*Nationalitäten*）とも関係なく、どのような領域区分がそれにとって最も合目的であるのかを言うべきである。帝室直属地は、純粹に国家的に判断しても、不合理の極致（*non plus ultra*）である。それは、われわれの論証の次の次のテーマである。われわれは、国内領域政策の諸原則を展開しなければならぬし、領域区分を行政的必要な観点からのみ判断するであろう！ そしてジンテーゼとなる。属人原理はこの区分に適応しなければならず、それは容易に可能である。純粹に行政的な必要から区画されるすべての管区のうち10分の9は、確実に一言語地域であるか、無視できるほどの非常に僅かのマイノリティしかいない。——その限りでのみ、属人原理は領域原理の犠牲になったように見

える。だが混合言語県では、臣民の民族的属人県への区別と、行政について機関と権限の区分が生ずる。ここでもまた必要な行政の統一に関して許された範囲においてである。この問題においては、行政技術的な諸原理が、属人・団体原理の必然的な制限をなす。従って、実際には、それはしばしば打ち破られ、弱められるように見えるだろう。あるいはマイノリティの拒否権として、あるいはクリア原理として、あるいはベーメンの州文化評議会の分会のような単なる機関の分離としてである。

だが、一度わずかでも組織活動がなされれば、次の一步がそれに続く。一方では国家全体への県の集約、他方では民族全体への民族集団 (Nationalität) の成員の集約である。そこで初めて固有の手段と課題を持ったドイツ民族 (Nation) とチェコ民族が存在する。その次に、国家から本質的な機能を奪うことなく、諸民族の統一の利益と自由の利益が満たされる。諸民族に帰すものを諸民族にあたえ (属人原理と同輩団体システム)、国家のものを国家にあたえる (属地原理：行政技術的原理への配慮)、このような問題理解を、スローガンで民族的自治のシステムと名付けるのが通例である。おそらくいまやもう明白なように、それは型紙ではなく、政治的理念の整序された体系である。私が示したいと望んでいるのは、どんな民族主義的支配プログラムよりも、これが科学的によりよく基礎づけられているということである。

[原 注]

- [1] 多民族国家が可能か否か、特にオーストリアの諸民族集団 (Nationalitäten) が一つの国家体制を形成するよう余儀なくされているのか否かは、ここでは答えるのではなく、決まったものとして前提されている問題である。この可能性と必要性を承認しない者にとっては、確かにわれわれの論究は空虚なものである。われわれのテーマは次のようなものである。これらの諸民族が共存しなければならないなら、どのような法改革が彼らにとって最適だろうか？
- [2] この法学以前の事実、とりわけ経済的諸要因が、多民族国家オーストリアは存在可能なか必要なかという上述した先決問題を決定した。
- [3] 特に、Hainisch, “Die Zukunft der Deutsch-Oesterreicher”, Wien, 1892. および “Die Zukunft der Deutsch-Oesterreicher”, Wien, 1893. を参照。
- [4] Onciul, A. v., “Zur österr. Nationalitätenfrage”, Sep.-Abdr. aus der “Zeit”, Wien 1898.
- [5] Kaizl in der «Česká Revue» 1898.
- [6] どの民族 (Nation) にとっても、二つの利益が本質的である。第一は統一の利益である。すべての民族成員が統一して、文化的課題に物質的に後見し、文化の成果を共に享受すべきである。大民族は一部が分離しても堪えるのが容易であるが、小民族は最後の者にも最遠の者にも補助と参加を呼びかけるよう努めねばならない。それゆえ、民族的な統一への熱狂は小民族において最大である。第二は自由の利益である。民族は異民族の影響や支配から自由であるべきである。この二つの利益は自明である。だれもがそれを承認し、否定するのは超民族主義的な者、ナショナリストだけである。彼らは支配の利益、すなわち異民族の一部を支配し脱民族化しようとする欲求を持つ。支配の利益は抗争の原因であり、その主要な補助手段は歴史的な境界 (ベーメン王国、かつてのドイツ連邦) への民族的マイノリティの束縛である。
- [7] 一読の価値のある以下の出版物で提案されている。“Die Verfassung als die Quelle des Nationalitätenhaders in Oesterreich. Studies eines Patriotten”. Wien und Leipzig 1897. “Grundzüge für eine ‘endgültige’ Lösung der Nationalitätenfrage”. Ebda. 1897. “Ergänzung der Verfassung Oesterreichs”. Ebda. 1898.
- [8] 被選挙人だけでなく、選挙人も、別々の団体に分かれる場合に、クリアは完全である。
- [9] 帝国議会の議席と地方議会の議席が兼任しうるところに、わが国の憲法体制の最大の欠陥の一つがある。